

筑紫野市原油価格高騰

令和8年2月28日まで

対策事業運送事業者等支援金

原油価格の高騰に直面している運送事業等を営む中小企業者に対して、事業の継続を目的として支援金を給付します。

給付対象

市内に本社または営業所を有し、令和7年6月3日時点で市内で事業を営む中小企業、個人事業主のうち、次に掲げるいずれかの事業を行う事業者

対象事業	対象車両
①トラック運送事業 (貨物自動車運送)	事業者が所有もしくはリース契約に基づき借用している以下の(ア)～(エ)をいずれも満たす車両(二輪を除く) (ア)車検証の「自家用・事業用の別」の欄に「事業用」と記載がある車両(緑または黒ナンバー) (イ)自動車検査証記載事項の「使用の本拠の位置」の欄に筑紫野市内の住所が記載されている車両 (ウ)車検証の「種別」の欄に「大型特殊自動車」と記載されていない車両 (エ)被けん引車でない車両
②乗合バス事業 (一般乗合旅客自動車運送)	
③貸切バス事業 (一般貸切旅客自動車運送)	
④タクシー事業・介護タクシー事業 (一般乗用旅客自動車運送)	
⑤自動車運転代行業	上記(イ)に加え、公安委員会から認定を受けた登録車両(随伴用車両)

給付額

①～③ 対象車両1台につき**3**万円

④・⑤ 対象車両1台につき**2**万円

申請期限

令和8年2月28日まで

※当日消印有効

申請方法

申請書類を以下の郵送先に郵送

<郵送先>

〒818-8686 筑紫野市石崎1-1-1
筑紫野市企画政策課「筑紫野市運送事業者等支援金担当」宛
電話 092-923-1111
受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00 ※土日祝日を除く

詳細については、QRコードを読み取りください。
(市ホームページ)



(申請に必要な書類については裏面をご覧ください)

申請に必要な書類

※事前に提出書類が揃っているか必ず確認してください。

項 目		トラック運送事業 乗合バス事業 貸切バス事業 タクシー事業 介護タクシー事業	自動車 運転代行業
1	申請書兼請求書(様式第1号)	○	○
2	対象車両一覧(様式第2号)	○	○
3	対象車両すべての自動車検査証の写し及び自動車検査証記載事項が記載された書面の写し	○	○
4	国土交通大臣からの許可書の写しまたは更新許可書等の写し ※貨物軽自動車運送事業は事業経営届出書等の写し	○	
5	運輸局へ提出した直近の事業実績報告書の写し ※貨物軽自動車運送事業を除く	○	
6	公安委員会からの認定書の写し		○
7	対象車両すべての保険証券の写しまたは共済証書の写し		○
8	支援金の振込先口座の通帳の写し ※振込先口座は、申請者と同一名義であるものに限る	○	○
9	(法人のみ)役員名簿(様式第3号)	○	○
10	(法人のみ)履歴事項全部証明書の写し(発行から3ヶ月以内のもの)	○	○
11	(個人のみ)直近の確定申告書の写し	○	○
12	(個人のみ)本人確認書類の写し	○	○

※申請書類は、市ホームページからダウンロードできます。

※必要に応じて追加で書類の提出を求めることがあるほか、現地調査等を行う場合があります。

筑紫野市運送事業者等支援金についてのQ & A

Q 1. 申請期間・申請方法について

A 1. 申請は郵送で受け付けます。受付期間は、令和8年2月28日(当日消印有効)までです。

Q 2. 市外の事業者も対象になるか。

A 2. 本社が市外でも営業所が市内にあれば対象となります。

Q 3. 休業している場合もしくは休業する予定の場合は、対象となるのか。

A 3. 申請時点で休業している場合もしくは申請後において、事業継続の意思が認められない場合は対象となりません。

Q 4. 今から起業すれば、支援金はもらえるのか。

A 4. 令和7年6月3日時点で営業開始しており、申請時点で営業を継続していることが条件になります。なお、営業開始は、許可書等の日付で判断します。

Q 5. 複数の営業所を有する事業者への給付上限額は。

A 5. 営業所数によらず1事業者につき、1回限りの申請で給付上限額は100万円となります。